目次修正分

新市まちづくり計画(案)の修正について

【修正前】

目 次

(第1章~第6章省略)

第7章 中核市移行基本計画(案)

第8章 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について

【修正後】

【修止伎】	
	目 次
(第1章~第6章省略)	-
第7章 新市のまちづくり	の推進にあたって ・・・・・・・・ 43
1 一体化の推進、均衡あ 2 新市ならではの取組の	る発展
第8章 中核市への移行	4 4
1 中核市制度	
第9章 中心市と周辺自治	はない新たな広域連携体制 ・・・・・ 45
1 新たな広域連携体制	

11 ページ修正分

新市まちづくり計画 (案) の修正について

【修正前】

第1章 計画の位置付け

- 2 2市の概況
 - (5) 財政の推計
 - ③ 小田原市の推計
 - イ 小田原市の行政改革の効果

行政改革指針で掲げる行革効果額(14.5億円)は、選択と集中による事務事業の見直しや補助金・負担金の適正化、受益者負担の適正化等により達成することとしていますが、これは、市民の皆様に今まで以上の負担をお願いするなど、市民生活に大きな影響を及ぼしてもなお達成は容易ではなく、これを達成してもなお、将来的には更なる収支不足が見込まれる厳しい状況が示されています。

【修正後】

第1章 計画の位置付け

- 2 2市の概況
 - (5) 財政の推計
 - ③ 小田原市の推計
 - イ 小田原市の行政改革の効果

行政改革指針で掲げる行革効果額(14.5億円)は、選択と集中による事務事業の見直しや補助金・負担金の適正化、受益者負担の適正化等により達成することとしていますが、これは、市民の皆様に今まで以上の負担をお願いするなど、市民生活に大きな影響を及ぼしてもなお達成は容易ではなく、これを達成してもなお、将来的には収支不足が見込まれる厳しい状況が示されています。

仮に、全ての収支不足を解消しようとする場合には、現在の行政改革指針で掲 げる目標を上回る、更なる行政改革の取組が必要となります。

14 ページ修正分

新市まちづくり計画 (案) の修正について

【修正前】

第1章 計画の位置付け

- 2 2市の概況
 - (5) 財政の推計
 - ④ 南足柄市の推計
 - イ 南足柄市の行政改革の効果

財政推計では、平成 42 年度までに累計で約 102 億円の収支不足に陥る見込みであり、引き続き、財政健全化を推進していく必要があります。また、現在策定中の「南足柄市行政改革指針」では、平成 31 年度までに 2.9 億円の行革効果額を達成することを目標にしており、その行革効果額を勘案した財政推計は、次のとおりです。

【修正後】

第1章 計画の位置付け

- 2 2市の概況
 - (5) 財政の推計
 - ④ 南足柄市の推計
 - イ 南足柄市の行政改革の効果

財政推計では、平成 42 年度までに累計で約 102 億円の収支不足に陥る見込みであり、引き続き、財政健全化を推進していく必要があります。また、現在策定中の「南足柄市行政改革指針」では、平成 31 年度までに 2.9 億円の行革効果額を達成することを目標にしており、その行革効果額を勘案した財政推計は、次のとおりです。

南足柄市では、既に事務の効率化や使用料の見直し、総人件費の抑制などの行政改革が行われてきており、行政改革指針で目標に掲げる行革効果額(2.9億円)を達成することは容易なものではありません。そして、これを達成してもなお、将来的には収支不足が見込まれる厳しい状況が示されており、その全ての収支不足を解消しようとする場合には、行政改革指針で掲げる目標を大幅に上回る、更なる行政改革が必要となります。

43ページ追加分(第7章)

第7章 新市のまちづくりの推進にあたって

今後も厳しい社会経済状況が見込まれる中、新市においては、合併による安定した財政基盤のもと、効果的に施策を推進する体制を整備するとともに、長期的な展望と諸施策の優先順位等、全体的なバランスを図りながら、効率的で効果的な行政運営を進めます。その上で、新市が目指す「市民と行政がともに主役となり、新たな活気と魅力あふれる、住み良いまち」を実現するため、以下の点に留意してまちづくりを推進していきます。

1 一体化の推進、均衡ある発展

本計画では、両市がそれぞれの総合計画を基に進めてきたまちづくりを合併によって白紙にするのではなく、尊重しながら融合させ、着実に継続していくことを基本としています。両市の取組を相互に連携させるとともに、多様な自然環境や歴史、文化、伝統などの地域の特性を生かした取組を進めようとするものです。また、重点的施策の全市一体的な取組など、新しい市域全体でのより規模の大きな取組を通して、新市の一体的かつバランスのとれた発展を図っていくこととしています。

編入されることになる南足柄地域のまちづくりについては、地域審議会などの仕組みを 通して、市民と行政との信頼関係や協力関係の上に、地域の実情に応じたまちづくりを推進 していきます。

そして、すべての市民が、互いに協働の関係を築くことができるよう、人と人、地域と地域との積極的な交流を促し、一体感の醸成を図っていきます。

2 新市ならではの取組の検討

新市における重点的な取組は、これまでの両市の取組を踏まえつつ、合併によるスケールメリットや財政効果を生かすことにより、活気と魅力あふれるまちづくりに資するものとして、第3章にその骨格を示しました。

新市においては、本計画を基に策定する合併市町村基本計画と、新たに策定される総合計画との両輪で、より詳細に、推進体制や財源を伴う具体の施策に展開して、まちづくりを進めていくことになります。

したがって、合併後に求められる新市としての土地利用の方針や交通インフラの整備、合併したからこそできるより広域的で横断的な取組等については、各分野の関連計画を取りまとめていく中で、市民意向を取り入れながら十分な検討を行い、新市の総合計画等に盛り込んでいくこととします。

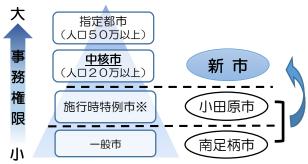
44ページ追加分(第8章)

第8章 中核市への移行

基礎自治体を取り巻く諸環境の変化に対し、合併により行財政基盤の強化を実現した新市は、今後更に地域における高い中枢性と広範な自己解決権を備えた総合行政体となることが望まれます。

人口 20 万を超える新市が中核市に移行することで基礎自治体としての権能が強化されれば、地域課題を自律的に解決し、市民サービスの向上に寄与することが可能となります。そこで新市は、条件が整えば合併後 3~5 年を目途に中核市への移行を目指すこととします。なお、中核市への移行については、新市において市民への十分な説明により、理解を深めた上で是非を判断します。

1 中核市制度



中核市制度は、指定都市に次ぐ大都市制度の一つで、これまで以上に きめ細かな行政サービスを提供できるようになります。

※平成27年4月に施行された改正地方自治法により、特例市制度は廃止されました。 人口20万未満であっても平成32年3月31日までは中核市の指定を受けることができます。

中核市への移行により、地域の実情に合わせたサービスの提供など、さまざまな効果が見 込まれます。

市が設置認可と指導監査を行う ともに、地域特性を踏まえた人員 なび設備等の基準を制定できる。 教職員研修 特定不妊治療費助成に係る申請 を市で受理できるようになり、妊娠 前から出産、子育てまで切れ目ない 地域特性を活かした教職 員研修を実施できる。 (1) 包括的なサービス提供等 (2) 事務の効率化 身体障害者手帳 小児医療費 (3)独自性を発揮した特色 申請の受理、審査、交付等が市の窓 ロに一元化され、交付までの期間が 全ての小児医療費について、市 で申請と給付が可能となり、窓口 あるまちづくりの推進 短縮される。 (4) 地域保健衛生行政の 充実・強化 など <u>惑染症対策</u> 民生委員 感染症発生時に、市が国・県と連携 市が定数を決定でき、指揮監督や研修 の実施も可能となる。 て調査・分析・処置等の対応をとる とができる。

45ページ追加分(第9章)

第9章 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制

広域連携とは、複数の市町村が協力し、行政サービスを提供する取組です。県西地域においては、消防の広域化やスポーツ施設・文化施設の共同利用、斎場の広域的利用などを行い、行政の効率化や住民サービスの向上などに効果を上げています。

国においても、今後は広域連携がますます重要になるとして、より使いやすい連携制度を 創設し、それらを活用した連携中枢都市圏構想※を進めています。

※連携中枢都市圏構想

相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成しようとするもの。現時点では、両市及び合併後の新市も拠点となる中枢都市の要件を満たしていないため、構想の対象とならない。

1 新たな広域連携体制

県西地域において新市は、合併及び中核市への移行による効果を生かして各町との広域 連携を一層強化し、引き続き連携の中心として圏域をけん引していきます。そして、連携す る自治体の双方が人的・財政的に応分の負担をした上で、お互いにメリットがある連携を進 めます。

また、中心市と周辺町がより連携を深めて、県西地域の課題に的確に対応するため、連携中枢都市圏構想に類する新たな連携制度の創設を国に要請するとともに、中心市の役割に



○今後想定される広域連携の例

- 自然環境の保護や鳥獣被害対策等に係る事務
- ・災害対策等に係る事務
- ・交通インフラの維持強化に係る事務
- ・観光の振興に係る事務
- ・新たな産業の創出に係る事務
- ・施設整備等の財政的負担が大きく、単独市町村では事実上対応が困難な事務
- 年間の処理件数が少ないもしくは事務の発生時期が数年に一度など頻度の少ない事務

など、